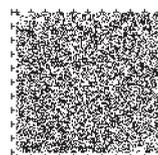


東久留米市障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

概要版



令和3年2月
東久留米市



計画策定の背景と趣旨

現在、障害者施策にかかわる主な関連法令がめまぐるしく成立・改正され、障害のある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国においては、平成30年3月に、「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、平成30年4月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

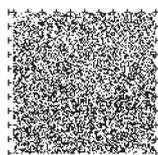
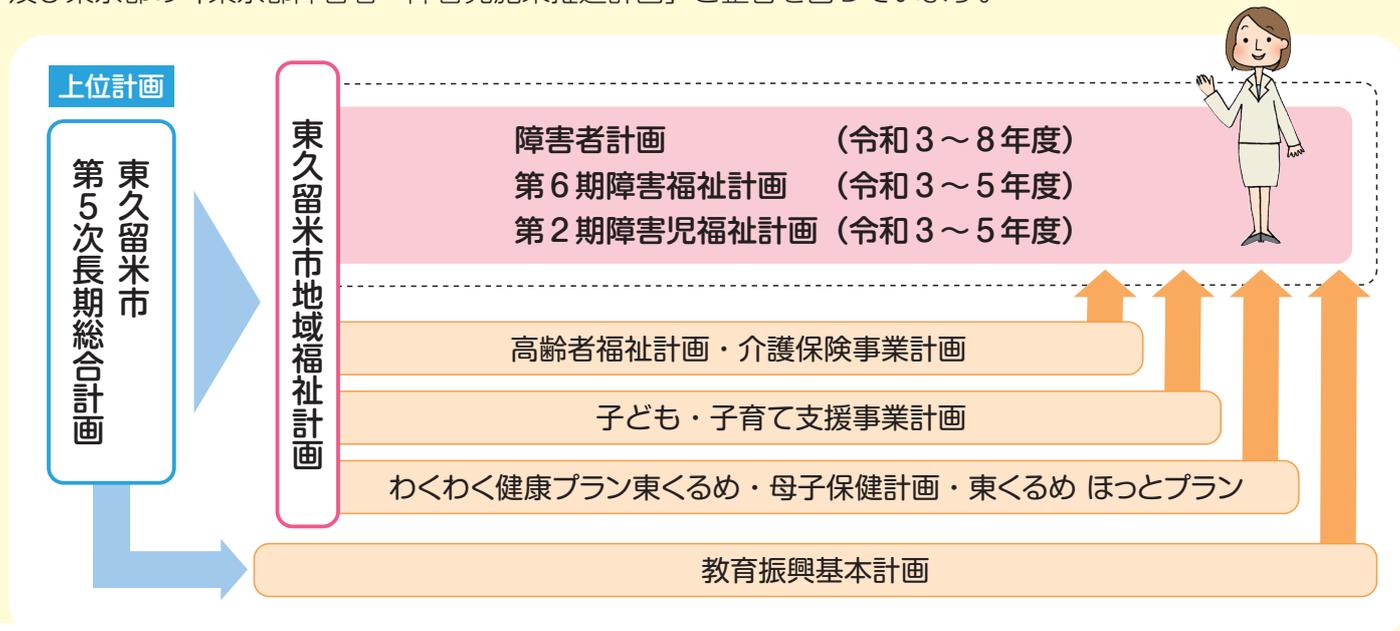
東久留米市では、平成27年に「東久留米市障害者計画」を、平成30年に「東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、幅広い分野から障害者福祉に関する施策を推進してきました。

このたび、新たな国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえ、計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「東久留米市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

計画の性格

この計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第5次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。



計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

計画の期間

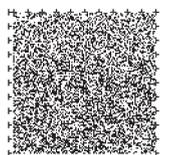
「障害者計画」の期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間とします。

「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

■ 計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	計画期間					
障害福祉計画	第6期計画期間			第7期計画期間		
障害児福祉計画	第2期計画期間			第3期計画期間		



計画の基本理念

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや、一人ひとりの社会参加を促すことが求められています。

そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合う、地域共生社会の実現が重要です。

本市では、長期総合計画において、まちづくりの主役である市民一人一人は、人と自然に寄り添い、力を合わせ、様々な場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念と定めています。

このような方向性を踏まえ、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会の様々な活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる、共に支えあう地域づくりを目指し、本計画の基本理念を前回計画から引き継ぎ、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」とします。

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、
自らの意思で参加できるまち



計画の基本的視点

1 自己実現を図るための支援を切れ目なく行う

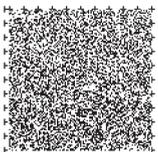
障害のある人が必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けることができるよう、一人ひとりの生活ニーズやライフステージに合わせた支援を行い、本人にとっての選択の幅を広げ、切れ目のない支援を行います。

2 障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進める

障害者にとっての安全は、障害の有無にかかわらず、社会全体の安全につながります。障害があっても、地域で安心して生活できるよう、公共施設等のハード面とともに、情報提供面のバリアフリーを進めていきます。

3 共に支え合う地域づくりを進める

障害者が地域の人々から気軽に必要な支援を受けられるためには、日常的な「つながり」を深めていくことが必要です。そして、障害があっても地域活動の担い手として参加できることが、障害者にとっての生きがいとなります。本市の地域福祉計画の理念「新たな“つながり”づくり」を実現していくため、障害の有無を超えて、共に支え合う地域づくりを進めます。



基本目標 1 相談支援体制の充実

平成30年の社会福祉法の改正により、多様化・複雑化する地域生活課題に対応するため、これまでの分野の垣根を超えて各機関が横断的に連携して課題解決に取り組む包括的な支援体制の構築が求められています。

相談機関の周知普及に努めるとともに、相談支援事業所への支援や、研修会の実施等を通じた相談員のスキルアップを支援します。また、保健、福祉、教育、労働などの分野横断的な連携体制を強化し、多様化・複雑化する地域生活課題に応じることができる相談支援体制の充実を目指します。

施策

- (1) 特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援
- (2) 障害の多様化に応じた相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

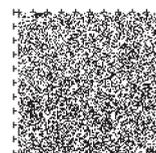
基本目標 2 地域生活を支援するサービス基盤の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、主体的に必要なサービスを選択できるよう、各種福祉サービス、在宅療養を支える医療サービスを障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。

現在の暮らし方は家族と同居の方が最も多く、今後の希望も同様の傾向になっていることから、地域で安心して生活するためのサービスの確保、質の向上や、介助する家族等の負担軽減に向けた支援に努めます。また、年金、医療費助成、各種手当について受給につながるよう、制度の周知、相談・申請等の支援に努めます。

施策

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 医療体制・健康づくり支援の充実
- (3) 経済的支援の実施
- (4) 高齢者への介護保険サービスの充実と介護予防の推進



基本目標 3 障害児への療育と特別支援教育の充実

本市において、特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、障害の特性や発達段階に応じた切れ目のない療育・教育体制が重要となっています。

そのため、各種健診を通じた発育・発達状況の確認のほか、保護者や保育・教育施設、保健医療機関との連携強化に努め、障害の早期発見・早期療育を推進します。

また、発達に課題をもつ子どもが必要なサービスを受けられる環境整備のほか、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り共に学ぶことのできる場や機会の提供に努めるとともに、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくため、必要な支援が提供できるようコーディネーター機能等の整備に努めます。

さらに、保育園、学童保育所では、児童発達支援センターわかくさ学園等の専門機関や施設と連携し、集団保育における障害児保育を実施するための体制の充実に努めます。

施策

- (1) 早期発見・早期療育の推進
- (2) 障害児保育の充実
- (3) 教育環境の充実

基本目標 4 地域で共に暮らす環境づくり

国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

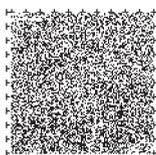
当事者の6割が障害者に対する差別・偏見があると感じており、その内容として地域の人への接し方や態度が多くなっています。地域の障害者への理解促進に向けては、広報・啓発活動に加え、障害者が地域で生活し、住民同士が身近にふれあうことのできる環境が求められており、地域住民の障害に対する理解促進に向けて、引き続き取り組む必要があります。

また、地域での見守り活動や災害時等の緊急時など、地域住民が主体的に支え合い・助け合うことのできる地域づくりに向けて、民生・児童委員や自治会、自主防災組織等の地縁組織との連携・協力体制の強化に努めます。

さらに、障害のある人の社会活動を支え、快適な生活環境を整えるため、施設のバリアフリー化や交通機関の整備について検討し、障害特性に対応した情報アクセシビリティの向上に努めます。

施策

- (1) 心のバリアフリーの推進
- (2) 地域ぐるみの協力体制の構築
- (3) 公共施設等のバリアフリー化の促進
- (4) 情報アクセシビリティの向上



障害のある人の意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。

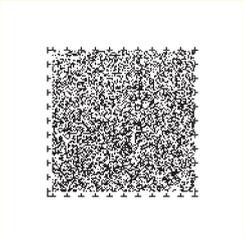
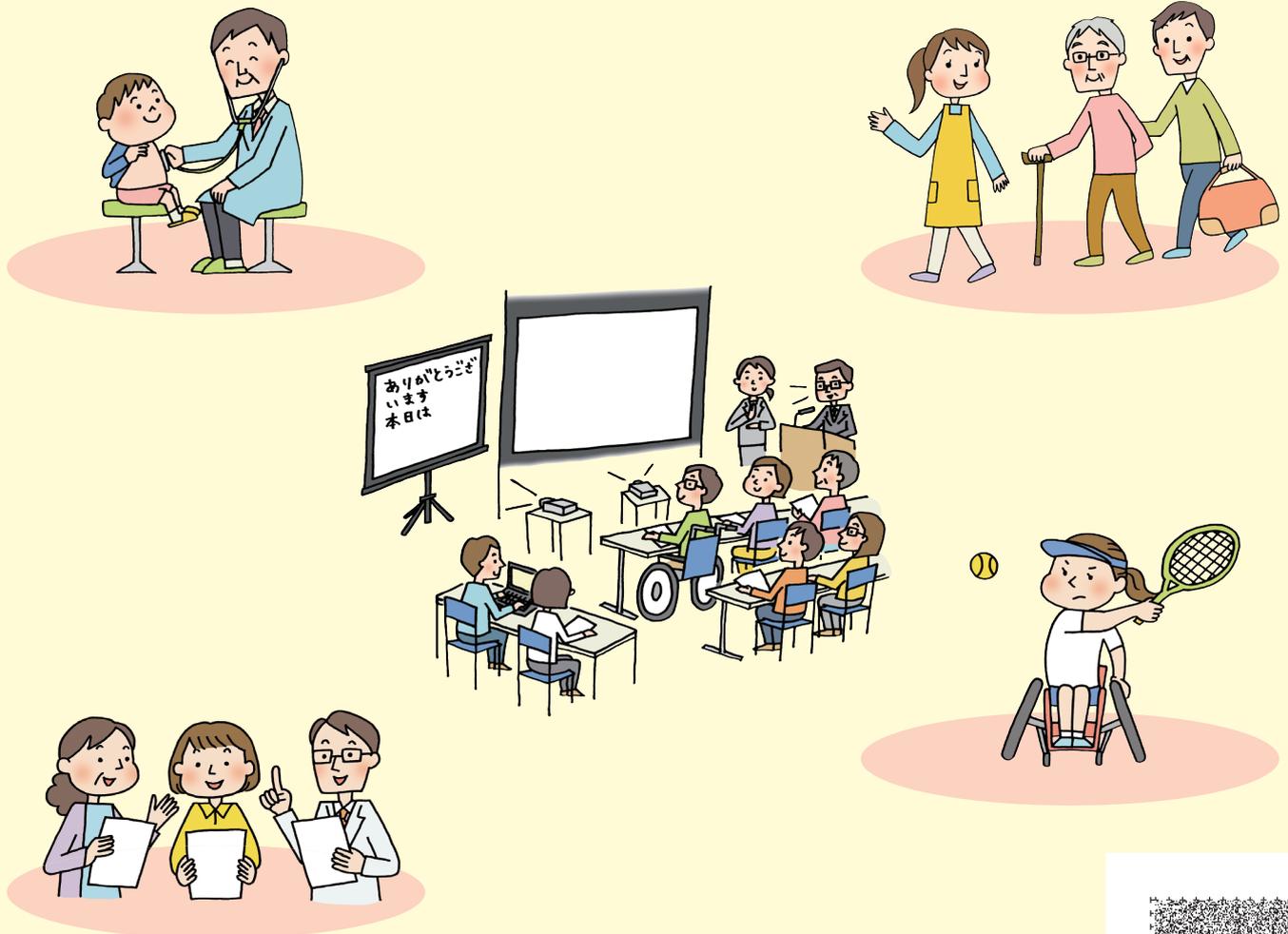
就労していくために必要な支援として、就労までの総合的な相談支援や柔軟な勤務体制、職業・雇用の拡大を求める声が多く、就労に結び付くためのきめ細かな支援や企業への理解、活用促進が求められています。

そのため、障害特性・状態により一般就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援を、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）を中心に、ハローワーク等の関係機関とともに推進します。また、地域の企業に協力を求めるなど、障害者の雇用につながる取組の実施に努めます。

また、障害のある人が、様々な分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにもつながります。そのため、障害のある人が、地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう、各種事業主催団体との連携に努めます。

施策

- (1) 就労支援の充実と地域での仕事の開拓
- (2) 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実



障害福祉計画

成果目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和5年度における目標を設定し、計画を推進します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
令和元年度末時点の施設入所者数	94人
令和5年度末時点の施設入所者数	88人
【目標値】地域生活移行者	6人
【目標値】施設入所者の削減	6人



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

区分	第6期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数（年間あたり）	3回	3回	3回



② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

区分	第6期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係参加者数（年間あたり）	9人	9人	9人
医療関係参加者数（年間あたり）	10人	11人	12人
福祉関係参加者数（年間あたり）	53人	54人	55人
その他関係者参加者数（年間あたり）	3人	3人	3人

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

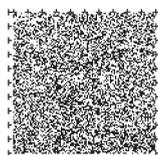
保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、目標を検討していきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

本市では「第5期障害福祉計画」において、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について検討を進めてきました。第6期障害福祉計画では引き続き目標とし、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、検討を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値
令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	9人
【目標】令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	14人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	10人
就労定着支援事業所の就労定着率	8割以上の事業所を全体の7割以上



5 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向け、基幹相談支援センターの整備について検討します。

また、相談支援専門員への支援として、施設代表者会の相談支援部会における個別ケース相談の実施に加え、国や都などが実施する研修等について情報提供するとともに、市独自の研修会の開催について検討し、地域の相談支援体制を強化することを目指します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者が真に必要とするサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいと示されています。

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

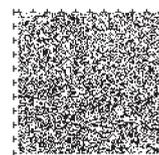
区 分	第6期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数（年間あたり）	17人	17人	17人

事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

●● 障害福祉サービス

	サービス名	区 分	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護（月あたり）	実利用者数(人)	132	143	154
		利用時間数(時間)	1,452	1,573	1,694
	重度訪問介護（月あたり）	実利用者数(人)	20	20	20
		利用時間数(時間)	8,066	8,066	8,066
	同行援護（月あたり）	実利用者数(人)	25	25	25
		利用時間数(時間)	508	508	508
行動援護（月あたり）	実利用者数(人)	28	29	30	
	利用時間数(時間)	840	870	900	
日中活動系サービス	生活介護（月あたり）	実利用者数(人)	248	252	256
		利用日数(日)	5,096	5,264	5,347
	自立訓練（機能訓練）（月あたり）	実利用者数(人)	1	1	1
		利用日数(日)	17	17	17
	自立訓練（生活訓練）（月あたり）	実利用者数(人)	31	31	31
		利用日数(日)	403	403	403
	宿泊型自立訓練（月あたり）	実利用者数(人)	1	1	1
		利用日数(日)	30	30	30
	就労移行支援（月あたり）	実利用者数(人)	43	45	47
		利用日数(日)	791	828	865

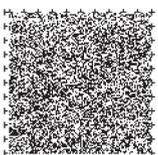


	サービス名	区 分	第6期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	就労継続支援（A型）（月あたり）	実利用者数(人)	21	22	23
		利用日数(日)	458	480	501
	就労継続支援（B型）（月あたり）	実利用者数(人)	349	362	375
		利用日数(日)	5,584	5,792	6,000
	就労定着支援（年間あたり）	実利用者数(人)	15	20	27
		定着率(%)	60	70	80
	療養介護（月あたり）	実利用者数(人)	15	16	17
	短期入所（月あたり）	実利用者数(人)	46	50	54
利用日数(日)		335	364	393	
サービス居住系	自立生活援助（月あたり）	実利用者数(人)	1(1)	1(1)	1(1)
	共同生活援助（月あたり）	実利用者数(人)	172(34)	184(37)	197(39)
	施設入所支援（月あたり）	実利用者数(人)	90	89	88
相談支援	計画相談支援・障害児相談支援（月あたり）	計画相談支援(件)	158	182	209
		障害児相談支援(件)	26	28	30
	地域移行支援・地域定着支援（月あたり）	地域移行支援(件)	1(1)	1(1)	1(1)
		地域定着支援(件)	1(1)	1(1)	1(1)
自立支援医療（年間あたり）	更生医療(人)	82	82	82	
	育成医療(人)	10	10	10	
	精神通院(人)	2,455	2,505	2,555	
補装具（年間あたり）	実利用者数(人)	234	238	242	

※（ ）内はうち精神障害者の見込み

地域生活支援事業

サービス名	区 分	第6期（見込み）			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
委託相談支援・成年後見制度利用支援（年間あたり）	委託相談支援実施箇所(箇所)	2	2	2	
	成年後見制度利用件数(件)	1	1	1	
移動支援事業（年間あたり）	実施箇所(箇所)	52	52	52	
	実利用者数(人)	300	300	300	
	ひと月あたりの平均利用時間数(時間)	2,200	2,200	2,200	
日常生活用具（年間あたり）	介護・訓練支援用具(件)	9	9	9	
	自立生活支援用具(件)	12	14	16	
	在宅療養等支援用具(件)	19	19	19	
	情報・意思疎通支援用具(件)	18	20	22	
	排泄管理支援用具(件)	2,500	2,600	2,700	
	住宅改修(件)	4	4	4	
訪問入浴事業（月あたり）	実利用者数(人)	1	1	1	
	利用回数(回)	4	4	4	
日中一時支援（年間あたり）	実施箇所(箇所)	6	6	6	
	実利用者数(人)	280	280	280	
手話通訳者・要約筆記者派遣（年間あたり）	手話通訳(件)	350	350	350	
	要約筆記(件)	20	20	20	
手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業（年間あたり）	養成講習修了者数(人)	65	65	65	
地域活動支援センター（年間あたり）	Ⅰ型	実施箇所数	1	1	1
		実利用者数	65	65	65
	Ⅱ型	実施箇所数	1	1	1
		実利用者数	15	15	15



障害児福祉計画

成果目標

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和5年度における目標を定め、計画を推進します。

1 重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

児童発達支援センターわかくさ学園では、従来行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

2 関係機関と連携した支援

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

3 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

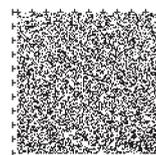
重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場とし、適切な支援が受けられるよう検討を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきます。

区 分	第6期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター数（人）	3	4	4

事業量の見込み

サービス名	区 分	第6期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援（月あたり）	実利用者数(人)	77	84	91
	利用日数(日)	1,132	1,235	1,338
放課後等デイサービス（月あたり）	実利用者数(人)	180	190	200
	利用日数(日)	2,448	2,584	2,720
保育所等訪問支援（月あたり）	実利用者数(人)	7	10	13
	利用日数(日)	56	80	104



計画の推進・進捗管理

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和3年度から5年度が第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の1を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加わるように運営していきます。

2 行政内部における推進体制の強化

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

3 関係者・関係機関との連携

障害者施策の推進に当たっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

4 情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害のある人が情報を入手できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。

東久留米市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 概要版

発行：東久留米市 編集：東久留米市福祉保健部障害福祉課
住所：〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話：042-470-7777（代表） F A X：042-475-8181
E-mail：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

